

議事日程 (第 2 号)

平成30年12月 7 日 午前10時00分開議

日程第 1	議案第67号	長崎縣市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び長崎縣市町村公平委員会共同設置規約の変更について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 2	議案第68号	壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	質疑あり、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 3	議案第69号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	質疑あり、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 4	議案第70号	壱岐市手数料条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第 5	議案第71号	指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第 6	議案第72号	壱岐市自治基本条例の制定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第 7	議案第73号	平成 3 0 年度壱岐市一般会計補正予算 (第 5 号)	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第 8	議案第74号	平成 3 0 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 9	議案第75号	平成 3 0 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第10	議案第76号	平成 3 0 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第11	議案第77号	平成 3 0 年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算 (第 1 号)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第12	議案第78号	平成 3 0 年度壱岐市水道事業会計補正予算 (第 1 号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第13	議案第79号	損害賠償の額の決定について	質疑あり、 産業建設常任委員会付託

本日の会議に付した事件

(議事日程第 2 号に同じ)

出席議員（15名）

1番	山川 忠久君	2番	山内 豊君
3番	植村 圭司君	4番	清水 修君
5番	赤木 貴尚君	6番	土谷 勇二君
7番	久保田恒憲君	9番	音嶋 正吾君
10番	町田 正一君	11番	鶴瀬 和博君
12番	中田 恭一君	13番	市山 繁君
14番	牧永 護君	15番	豊坂 敏文君
16番	小金丸益明君		

欠席議員（1名）

8番 呼子 好君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	米村 和久君	事務局次長	村田 靖君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	教育長	久保田良和君
総務部長	久間 博喜君	企画振興部長	本田 政明君
市民部長	原田憲一郎君	保健環境部長	高下 正和君
建設部長	永田秀次郎君	農林水産部長	井戸川由明君
教育次長	堀江 敬治君	消防本部消防長	下條 優治君
総務課長	中上 良二君	財政課長	松尾 勝則君

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。壱岐新報社ほか1名の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしております。

呼子議員から欠席の届け出がっております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日までに、白川市長より、追加議案1件を受理いたしております。

日程第1. 議案第67号～日程第6. 議案第72号

○議長（小金丸益明君） 日程第1、議案第67号長崎縣市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び長崎縣市町村公平委員会共同設置規約の変更についてから、日程第6、議案第72号壱岐市自治基本条例の制定についてまで、6件を議題とし、これから一括して質疑を行います。

議案第68号について質疑の通告がっておりますので、これを許します。7番、久保田恒憲議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） おはようございます。通告をしております内容は、議案第68号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてということで質疑を申し出ております。

2点ありますけど、まず1点目です。

この議案は、今年の3月議会において否決された議案だと思っております。それを再度提出されたそのお考えをお聞かせいただきたいというのが1点。

2番目は、市長、副市長、教育長の給与と市議会議員の報酬は別々に分けた議案でも出せるというふうに聞いております。じゃ、それをなぜいつも一緒にするのかという、そここのところの根拠をお尋ねします。

といいますのは、御存じのように、市長、副市長、教育長と我々議員というのは立場も違いますし、もちろん給与と報酬、それも違うわけです。そのところを、本来だと別々に分けたほうが当然わかりやすいんじゃないかと思うところが、ずっと一緒に出されているというところに以前から疑問を感じておりましたので、この2点をお尋ねいたします。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） おはようございます。久保田議員からの質問に対してお答えをいたします。

平成30年3月議会において、同様といいますか、この議案については出したのをまた再度出されたのはどういうことかという質問と思っておりますけれども、平成30年3月議会において御提出させていただきました議案については、2017年平成29年度の人事院勧告に基づき、期末手当の支給率を現行の3.25月から0.05月上乗せし、3.30月にするものでありました。

2017平成29年度の人事院勧告については、昨年10月22日に執行された第48回衆議院議員総選挙が行われた関係等で、国における閣議決定、これが平成29年11月17日に行われてありますけども、その後に特別国会へ提出をされまして、可決成立したのが12月の15日と遅くなったことなどにより、本市を初め多くの自治体が平成30年3月の議会に提出をしたところでございます。

一方、今回2018平成30年度の人事院勧告については、期末手当の支給率を3.35月にするという内容のものであり、国においては、同じく閣議決定後、これが11月の6日、そして国会へ提出をされ、11月の28日に可決成立をしております。

このような情勢を踏まえ、本議案を今12月会議に提出させていただいたところでございます。

このように、今回の内容は、本年3月会議に提出した内容とは異なる人事院勧告に伴うものでありまして、今回、平成30年の人事院勧告どおりの3.35月にするものでございます。

参考までに、県内他の12市の状況を確認いたしましたところ、全て今回の人事院勧告どおり3.35月で議案提出または提出予定ということでお聞きをしております。

平成30年3月に提出いたしました議案については、否決という御判断をいただきましたが、委員会意見の中で、基本的に人事院勧告を尊重すべきであるが、平成29年12月会議において、壱岐市特別職報酬等審議会の答申の議案を否決し2カ月しか経過していない現時点で、報酬や期末手当の議案審議を行うには時期尚早であるという意見でございました。

昨年12月会議から1年が経過し、今回平成30年人事院勧告を受け、それを尊重し本議案を提出しておりまして、さらに県内13市の中でも特別職、議員の給料、報酬額については一番低い、もしくは2番目に低い状況であり、かつ、期末手当の支給率も一番低い状況にあることから、本議案を提出したところでございます。

次に、市長、副市長、教育長の給与と市議会議員の報酬は別々に分けた議案で提出できるのではないかと御質問についてお答えいたします。

本議案については、期末手当の改正支給率、施行日、提案理由等全く同じであり、技術的に同一の議案で調整することが可能であるため、これまでも同様の議案として提出しているところでございます。

県内では、壱岐市と同じく、特別職、議員を同一議案で提出しているのが壱岐市を含めて8市、議案を市長提出で分けている市が3市、提出者が市長から、議会からと別々に提出している市が2市という状況でございます。よって、提出の仕方はどのような提出の仕方もできるということでございます。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） 1点目の説明の中で、3.何5カ月分とか、そういう表現に終始されましたけど、この中には100分の170が100分の80とか、こういう表現をなさっています、説明をなさっているので、そういうような説明をされたほうがわかりやすいです。

それと、事前に私、市役所のほうに聞きました。「これは3月で否決されたものと同じじゃないの」と言ったら、「そうです」という答えがあったので、それ以上深く遡って私自身は調べていないわけです。ですから、その時点で、多分その所管のところに回して、名前までは覚えていませんけど、総務部長でなかったのは確かですけど、そういう答えをいただいたのでこういう質問をさせていただきました。

先ほど言いましたように、この議案に100分の122.5とあるのは100分の155とか、100分の137.5とあるのは100分の180とかいう、非常に数字がややこしいので、とにかく少しでも上がるんだなという確認をしたら、「そうです」ということと、前回否決したものと同一という内容ということで、私は、そしたら、それこそわずか1年までもたっていない。

御存じのように、今非常に市民の間で、市に対する不信感というか、厳しい意見が出てきております。今回の新聞報道等で。私も、先日ある会合に出ましたところ、非常に私の尊敬する先輩から厳しい意見をいただきました。市もそれから市議会も、もうちょっと市民に対しての説明とかそういうものが必要なのではないかと。新聞を読む人ばかりじゃない。新聞を読まない人もいるんだと。新聞を読まない人たちには、それこそ確かな情報は伝わりにくいんじゃないかという御意見というか、お叱りを受けました。

私もそのとおりでなと思ひまして、そのときはこの報酬のことは話しませんでしたけど、こういう雰囲気の中で、果たして可決をできるのか、そういうことも行政側としては考えた上でのことかなと思って、今日、新たに、最近私がお話をした状況も踏まえて今お話をしております。

1番目はそういうことですが、2番目のお答えの中で、ほとんどの他市がこういうふうになっていると。ですから、事務処理上か効率的かわかりませんが、このようにしたって。私は、それは新たなやり方をして、それが少しぐらい手がかかっても、それが多くの人に理解していただけるのであればそちらのほうを採用すべきだと思います。

先ほど言いましたように、私たち議会と執行部では立場が違います。そういう立場の違う人のその給与なり報酬と一緒に諮ろうというのが、私としては非常に判断しづらいというふうに感じております。再度、この点について回答をお願いします。

前例とか、ほかの他市とかいうのにこだわっているのは、それこそ新しいことはできませんからね。ということで御回答をお願いします。

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 久保田議員の質問にお答えいたします。

議案の提出の方法については、先ほど申しましたように、技術的な部分でございます。提案理由等が一緒ですから、一緒に出させていただいたということで、あくまでも分けることは可能でございますし、分けるのがだめだという理由もございません。今後、議会運営委員会等と相談をさせていただきながら、議会としての方針を出していただけますならば、そのとおりの出し方をしていきたいと思っております。

以上です。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（小金丸益明君） 次に、議案第69号についての質疑通告がっておりますので、これを許します。3番、植村圭司議員。

○議員（3番 植村 圭司君） おはようございます。議案第69号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてということで質問をさせていただきたいと思っております。

この条例、正職員に適用されるものというふうに理解しているんですけども、正職員と嘱託職員さんの関係がちょっとモチベーションも違ってくるのかなというところがありまして懸念しているところでございます。

それで、そこで、嘱託職員につきまして、今年3月議会の中で、平成32年4月施行の会計年度任用職員制度への移行ということを申されまして、平成31年3月会議までにこの嘱託職員の制度の移行ということで、関連条例を提案するというふうな旨の御説明があったかと思っておりますけれども、その会計年度任用職員制度の準備がどの程度進んでいるのかを確認したいと思ひまして、お伺いいたします。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 植村議員の御質問にお答えいたします。

会計年度任用職員制度への移行の準備がどの程度進んでいるのかという御質問でございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月17日に公布をされ、平成32年4月から会計年度任用職員制度が施行されます。この制度の整備に当たっては、常勤職員との均衡及び国の非常勤職員との均衡に留意した上で、勤務時間、休日、休暇のほか給料、報酬、費用弁償、その他の給付についても検討し、その結果をもとに、必要な条例または規則を制定、または改正する必要があるとされておりまして、平成29年8月23日付で総務省から発出された会計年度任用職員制度の導入等に向けた必要な準備について、通知及び事務処理マニュアル第1版を参考に、長崎縣市町村課及び県内他市町、そして長崎県町村会等から情報をいただきながら、意見交換をし、制度化に向けた調査研究を行ってきております。

その間、地方公共団体が実施すべき事項として、臨時、非常勤職員の実態の把握、臨時、非常

勤職員全体の任用根拠の明確化・適正化が求められており、平成30年3月27日総務省自治行
政局公務員部公務員課長発出の会計年度任用職員制度の準備状況等に関する調査により、より具
体的に、現在の臨時、非常勤職員の実態を調査把握し、報告をしております。

この調査の主な内容は、平成29年度中の非常勤職員の人数、賃金の総額、共済組合、社会保
険への加入状況、募集、採用時の勤務条件の明示及び年齢制限のほか、再度任用時の応募制限の
有無、また給与の見直しや諸手当の見直しの方向性、休暇等の現状と適正化に向けた検討状況、
定期健康診断やストレスチェックの実施の有無、さらには人事評価制度の活用等、これらの項目
を平成30年7月時点でどのように検討しているかという調査でございました。

その後、改正法の運用上の留意事項と、新たに整理された事項の追加修正がなされ、事務処理
マニュアル第2版が10月の18日付で発出をされたところであります。そのマニュアルをもと
に、再度各市町で意見交換を行い、制度化に向けて調査研究を行っておる段階でございます。

県内の制度化、条例の上程時期につきましては、事務マニュアル第1版において総務省の示す
スケジュールが平成31年3月までというタイムリミットがあり、長崎県が平成31年2月議会、
2市1町が平成31年3月議会に上程予定と伺っておりました。

本市におきましても同様に、平成31年3月までに制度化できるよう進めてきたわけござい
ますけれども、新たに発出をされました事務マニュアル第2版において、各自治体の募集開始時
期など、実情に応じて必要な協議を十分に行うことなどが明記されたことにより、3市1町、こ
れが平成31年6月議会、4市5町が遅くとも9月議会、その他3市1町においては12月議会
に上程する予定であると伺っております。

こういった状況から、一方的な制度化を進めないこと、現在任用中の非常勤職員に対する説明
等に十分な時間をとり、協議を重ねていく必要があると考えておりますので、壱岐市といたしま
しては、31年度の早い時期に上程し、御審議いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 了解いたしました。

平成31年3月にこだわっていらっしゃるということであれば、協議事項が多数ございまして、
またその関係の労使関係、説明協議等ありますので、十分審議された上というふうに思っていた
わけなんですけれども、今の御回答をいただきましたところ、その辺考慮されまして、十分協議、
準備されました上で条例の提出ということでございますので、その辺を守っていただければ問題
ないと思いますので、よろしく願いいたします。終わります。

○議長（小金丸益明君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、以上で議案第67号ほか5件の質疑を終わります。

日程第7. 議案第73号

○議長（小金丸益明君） 日程第7、議案第73号平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会をお願いいたします。

日程第8. 議案第74号～日程第12. 議案第78号

○議長（小金丸益明君） 日程第8、議案第74号平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から、日程第12、議案第78号平成30年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）まで、5件を議題とします。

これから一括して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで議案第74号ほか4件の質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。

議案第67号長崎縣市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び長崎縣市町村公平委員会共同設置規約の変更についてから、議案第72号壱岐市自治基本条例の制定についてまで及び議案第74号平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から議案第78号平成30年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）まで、11件をタブレットに配信しております議案付託表のとおりそれぞれの所管の委員会に付託します。

お諮りします。議案第73号平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）については、議長を除く15人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号については、議長を除く15人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例

第8条第1項の規定により、議長を除く15名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く15名を予算特別委員に選任することに決定いたしました。

今定例会における予算特別委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会で協議し、産業建設常任委員会の中からとし、委員長に土谷勇二議員、副委員長に植村圭司議員と決定いたしておりますので、御報告いたします。

日程第13. 議案第79号

○議長（小金丸益明君） 日程第13、議案第79号損害賠償の額の決定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本議案につきましては、担当部長に説明させますので、よろしくお願ひします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 議案第79号損害賠償の額の決定について御説明申し上げます。

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求める。本日の提出でございます。

損害賠償の相手方、壱岐市勝本町の個人でございます。損害賠償額16万1,964円でございます。

損害賠償の理由でございますが、平成30年10月6日午後6時ごろ、勝本町布気触977番地のサンドーム壱岐駐車場内において外灯が倒れ、駐車していた損害賠償の相手方である個人所有の車両を破損させたものでございます。

提案理由でございますが、損害賠償の額の決定については、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

今回の事故の発生状況についてでございますが、今回、外灯が倒れた要因は、現地は海からの潮風の当たるところであり、また、建設から22年が経過し、外観では腐食の状態が判断しづらい状況ではありましたが、経年劣化により内部腐食が進んでいたことが最も大きな要因であり、管理が不十分な結果でございます。

また、当日は台風25号の通過後であり、暴風雨の影響もあつたのではないかと推察しており

ます。

事故による過失割合につきましては、相手方の車両はサンドーム壱岐屋内競技場を使用するため駐車中であったことから、壱岐市が10割であります。損害賠償額全体につきましては、全額、全国自治協会から自動車損害共済金として支払われることとなります。

損害賠償の内容といたしましては、車両の修理代が14万4,464円及び修理期間中7日間に要した代車車両の1万7,500円の合計16万1,964円でございます。

今回の事故につきましては、相手方を含め、市民の皆様にお詫びを申し上げる次第でございます。

なお、残りの同一敷地内の同型の外灯につきましても、現在使用していないことから、安全性を考慮し、全て撤去しております。

今後、同様な案件が発生しないよう、公共施設の適正な維持管理の徹底に努めるとともに、総務部を通じて各部署へ安全対策を講じるよう周知いたしたところでございます。

以上で、議案第79号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。中田議員。

○議員（12番 中田 恭一君） 何であそこに車が停まっていたのかというのを心配しておりましたが、今の話では、屋内競技場を使ってあったということですが、台風なんかのときは、屋内競技場はもう全然閉鎖とか何とかいうのは市ではやっていないわけですね。台風接近のときですから、もう今回は閉鎖というのはしていないわけですね。

それともう一つ、こっちのサンドーム大きい施設、前の温泉施設がありますけど、あれは閉鎖しているわけですが、駐車場については、もう今のところフリーというか、オープンにして、皆さんに使ってもらっておるという状況でよろしいですか。

その割には、何年前にもあそこの駐車場の入り口のポールに車を引っかけて損害賠償をやったりしておりますので、非常に駐車場の使い方が難しいと思うとです。その辺、何か制限がないのか。普段でもこっちの屋内競技場を使わんでもあそこに結構個人の車が停まっているのを見るんです。そういうときに事故を起こしてあれしても、結局うちが損害賠償を出す必要はないと思うんです。今回はたまたま屋内競技場を使用中であつたから市の過失もあるということですが、あそこに何もなくて、勝手に停められて、もしそういう事故があつたときも、市のほうが損害賠償をみないかんとかなと思って。そういうのがあるのであれば、あの辺の駐車場をもう少し使用規程をしていかんと、大変なことになるんじゃないかなと思っておりますけれども、その辺、今後のあそこの利用についての、非常に中途半端な状態で皆さん利用してありますので、今後何かお考えがあればお尋ねしたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 中田議員の御質問にお答えいたします。

サンドーム壱岐につきましては、国民宿舎に指定管理をいたしております。閉館については、そちらの協議になりますが、今回は台風通過後でありましたので、開館していた状況でございます。

駐車場の管理につきましては、議員指摘のとおりと思っております。現在、サンドーム屋内駐車場の駐車場があまりないことから、現在サンドーム前に駐車されている部分がありますので、使用の台数とかも検討いたしまして、駐車場をどう利用してもらうかも検討の必要があるんじゃないかと考えております。

○議長（小金丸益明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第79号損害賠償の額の決定については、産業建設常任委員会に付託いたします。

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月10日月曜日午前10時から開きます。

なお、12月10日から12日までの3日間は、一般質問となっております。10日、11日はいずれも4名、12日は3名の議員が登壇予定となっております。壱岐ビジョン、壱岐FMにて生中継いたします。市民の皆様におかれましては、御視聴いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時33分散会
